

第一次熊本県肝炎対策中期計画について（概要）

平成29年6月9日

健康危機管理課

1 第一次熊本県肝炎対策中期計画について

(1) 作成の目的

県民の健康面における安心・安全、その中でも特にウイルス性肝炎対策に寄与すること。

(2) 作成の経緯

これまで国の定める「肝炎対策基本法」及び「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」に加え、「第6次熊本県保健医療計画」に基づきウイルス性肝炎対策に取り組んできた。

今般、国は治療法の急激な進展等も踏まえ、効率的な肝炎対策を実施するためには、地域の実情に応じた施策を講ずることが必要として、各自治体により効果の高い取組みの立案とその提出を求めることとなった。

(3) 期間

5年間（平成28年度～32年度）。国の「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」見直し時期に同期。

(4) 計画の範囲

ウイルス性肝炎対策に関すること

(5) 計画の現状

本計画については平成28年度肝炎対策協議会（平成28年9月30日開催）にて協議会委員への提案、意見徴取を行い、当該意見の結果を踏まえた微修正（※）が終了したところ。内容は次頁「(6) 内容」参照のこと。

※②肝炎ウイルス検査については、受検者数を向上させることも重要であるが、同時に受診率・受療率の向上も併せて図ることが肝要である。

(6) 内容

国が提示する5つの主要施策(柱)のうち、県で実施するものを4つ（“研究”以外。以下①～④）とし、それぞれに方針とスケジュールを設定。

①体制整備

【目的】肝炎ウイルス検査の受検から、治療実施までを確実に実現する

【現状】「肝炎ウイルス受検から受診、受療までに必要な医療機関（登録制）には地域差があり、結果として県民の利便性に差がある

のでは」との指摘がある

【取組み方針】医療機関の登録状況を共有し（H28年度）、その後、今後の方向性を関係機関と共に検討（H29年度）する

②肝炎ウイルス検査

【目的】陽性者の早期発見、早期治療に繋げる

【現状】保健所、委託医療機関等で肝炎ウイルス検査を実施しているが、受験者数は伸び悩んでいる

【取組み方針】1. 受験者数、陽性率、地域、年齢分布等の見える化（H30年度）、2. 受験者数、受診率・受療率の向上（具体的数値は今後決定）、3. 申請手続きの簡素化（H29年度）を実施する

③医療費助成

【目的】早期治療の促進と将来の肝硬変、肝がん等を予防する

【現状】随時、国で更新・追加される治療法等を熊本県でも導入しているが、申請手続きが煩雑であるとの声がある

【取組み方針】1. 今後とも迅速な導入を行う（随時）、2. マイナンバー制度導入等による申請手続き等の簡素化（H31年度）を検討する。

④普及啓発

【目的】患者等への支援、陽性者への受診勧奨、県民への啓発活動などをより効果的に実施する

【現状】これまでも、複数の普及啓発活動に取り組んできたものの、各々が単独の取組みとなりがちで、活動指標の設定も行っていないものが多かった。

【取組み方針】熊大病院が中心となってこれまで実施してきた取組み（小事業）を含めて1. 見直し・整理を行い、2. 当該小事業各々に活動指標・活動時期を定義して、より計画的で相乗効果を生み出す効率的な活動とする